

群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科リカレント教育推進委員会規程

令和 4.11.16 制定

改正 令和 5. 4. 1

(設置)

第1条 群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科に、社会人が実践的に学ぶリカレント教育を推進するため、群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科リカレント教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 履修証明プログラムに関すること。
- (2) 免許法認定講習（通信教育を含む。）に関すること。
- (3) 大学院教育学研究科長期研修院に関すること。
- (4) その他リカレント教育及び公開講座に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学部長が指名する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員の中から学部長が指名する。

- 2 委員会に、必要に応じ、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、共同教育学部入学試験係及び教務係において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月16日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。